

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年9月9日
【四半期会計期間】	第15期第1四半期（自平成23年5月1日至平成23年7月31日）
【会社名】	クックパッド株式会社
【英訳名】	COOKPAD Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 佐野 陽光
【本店の所在の場所】	東京都港区白金台五丁目12番7号
【電話番号】	03 - 6408 - 6143
【事務連絡者氏名】	執行役 管理部長 成松 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区白金台五丁目12番7号
【電話番号】	03 - 6408 - 6143
【事務連絡者氏名】	執行役 管理部長 成松 淳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第1四半期 累計期間	第15期 第1四半期 累計期間	第14期
会計期間	自平成22年5月1日 至平成22年7月31日	自平成23年5月1日 至平成23年7月31日	自平成22年5月1日 至平成23年4月30日
売上高(千円)	732,603	844,977	3,263,283
経常利益(千円)	389,194	360,183	1,594,216
四半期(当期)純利益(千円)	209,868	201,344	847,613
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金(千円)	797,910	808,470	808,470
発行済株式総数(株)	8,049,000	16,150,800	16,150,800
純資産額(千円)	2,820,558	3,649,163	3,479,423
総資産額(千円)	3,219,093	4,051,329	4,508,432
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	26.08	12.46	52.60
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	25.41	12.19	51.30
1株当たり配当額(円)	-	-	2.00
自己資本比率(%)	87.6	90.1	77.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は以下の通り株式分割を行っております。

平成22年7月1日付 株式1株につき2株

平成23年1月1日付 株式1株につき2株

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による物理的な被害や、その後の電力不足及び放射性物質の影響により、企業活動や個人消費が低調となりました。また、急速な為替変動やデフレ状況等も継続しており、わが国経済を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況となっております。

一方で、わが国のインターネット利用状況は、スマートフォンや多機能端末等の普及が始まったことで、日常生活におけるインターネットの影響力がより一層高まっております。国内携帯電話市場では、平成23年1月から平成23年3月の国内携帯電話出荷台数に占めるスマートフォン出荷台数の割合が44.9%まで上昇しており、スマートフォンの出荷台数が大幅に増加しております。特にAndroid搭載のスマートフォン端末が急拡大しており、iPhone出荷台数の約3倍の規模となりました（IDC Japan株式会社調べ）。

このような経営環境の下、当社では、毎日の献立を決定するプラットフォームとしての位置づけを確立するため、事業の基盤である「クックパッド」及び「モバれび」のサービス開発・運営に注力してまいりました。ウェブ上で展開している「クックパッド」の月間利用者数は平成23年7月時点で1,115万人（前年同月比18.1%増）と堅調に推移しており、主婦を中心とした献立の決定者が毎日の料理で利用するサービスとなっております。また、利用者がより楽しくレシピを投稿できるようサービス改善を続けており、平成23年6月には累計投稿レシピ数が100万品を突破して、料理が楽しみになる多様なレシピの中から利用者のニーズに合致した献立が決まるサービスへ進化を続けています。

また、引き続きモバイルサービスの強化に取り組んでおり、急拡大を続けるAndroid端末向けサービスを中心としたスマートフォン向けサービスの強化に努めてまいりました。当社サービスは日常の生活動線上で利用されているため、日常生活の多様なシーンでインターネットの利用が可能なスマートフォンとの相性が非常に良く、順調に利用者数が増加しております。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は844,977千円（前年同期比15.3%増）、営業利益は386,577千円（前年同期比1.9%減）、経常利益は360,183千円（前年同期比7.5%減）、四半期純利益は201,344千円（前年同期比4.1%減）となりました。

当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。事業部門ごとの取組みは以下の通りであります。

会員事業部門

当事業部門におきましては、スマートフォン向けサービスを中心としたモバイルサービス強化に注力しております。

多くの利用者から評価を受けているiPhoneアプリにつきましては、平成23年5月に250万ダウンロードを突破しており、その後も安定してダウンロード数が増加しております。また、平成23年1月に本格的に展開を始めたAndroid端末向けサービスについても、端末特性に合わせた利便性を考慮してサービス改善を続けた結果、Androidアプリのダウンロード数が100万ダウンロードを超え、iPhoneアプリを上回るペースで利用者が増加しております。

さらに、スマートフォンにおけるプレミアムサービスの課金方法についても、平成23年6月からAndroid端末向けサービスにおいて携帯キャリア課金がスタートしたことで、スマートフォンからのプレミアムサービス登録者数が順調に増加しております。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は542,535千円（前年同期比51.1%増）となりました。

マーケティング支援事業部門

当事業部門の主要顧客である食品・飲料業界におきましては、東日本大震災によって一部のメーカーが生産拠点に直接的な被害を受けており、直接的被害が少なかったメーカーにつきましても、原材料・資材の調達に支障が生じる等、一時的に商品供給力が低下しました。このような状況を受け、多くのメーカーが広告や店頭での販売促進を自粛する傾向が強まり、当第1四半期累計期間においては、既存顧客に対する新規案件の提案を十分に行えなかったことから、顧客単価が減少しました。一方で、平成23年7月以降の受注環境が回復基調となったこと等により、震災影響を見込んで策定しておりました当初計画を上回る結果となっております。

震災による一時的な影響が顕在化しているものの、生活者視点のメニュー提案や使い方の提案など、価格よりも価値を訴求する需要拡大策に対する食品・飲料メーカーからの関心は高まっているため、今後もレシピマーケティングの浸透が続いていくものと考えております。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は222,803千円（前年同期比16.4%減）となりました。

広告事業部門

当事業部門におきましても、マーケティング支援事業部門と同様に、主要顧客である食品・飲料メーカーが広告出稿を抑制したことによる影響を受け、顧客数が減少しております。

しかしながら、当社サービスの月間利用者数及び月間ページビュー数の増加傾向が続いており、毎日の献立を決定するプラットフォームとしての位置づけを確立しつつあることから、安定成長が続いていくものと見込んでおります。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は79,638千円（前年同期比25.6%減）となりました。

(2) 財政状態に関する定性的情報

前事業年度末から当第1四半期会計期間末までの財政状態の主な変動は以下の通りであります。

資産につきましては、流動資産が4,290,293千円から3,838,306千円に、固定資産が218,138千円から213,023千円に減少いたしました。これらの主な要因は、流動資産につきましては主に法人税等の納付による現金及び預金の減少によるものであり、固定資産については減価償却を実施したためであります。

負債及び純資産につきましては、流動負債が1,029,008千円から402,166千円に減少した一方で利益剰余金が1,864,244千円から2,033,287千円に増加いたしました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	55,296,000
計	55,296,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年7月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年9月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,150,800	16,150,800	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主 としての権利内容に何ら限定 のない当社における標準とな る株式であります。 また、1単元の株式数は100 株となっております。
計	16,150,800	16,150,800	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年9月1日から当四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次の通りであります。
平成23年7月29日発行の第3回新株予約権

決議年月日	平成23年7月28日
新株予約権の数(個)	670
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,000(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,747(注)3.
新株予約権の行使期間	自平成25年7月30日 至平成28年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,747 資本組入額 874
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

(注)1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 本新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとし、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換（取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。）による場合を除く。）する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとし、

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りであります。
- (1) 本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - (2) 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年以内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
 - (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - イ. 平成25年7月30日から平成26年7月29日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1
 - ロ. 平成26年7月30日から平成27年7月29日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
 - ハ. 平成27年7月30日から平成28年7月29日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
 - (4) 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
5. 当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。）の直前において残存する本新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法
新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記2. に準じて調整する。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記3. に準じて調整する。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (5) 新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定する。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下の事項に準じて決定する。

- イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、本新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。
- ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8)再編対象会社による新株予約権の取得事由

以下の事項に準じて決定する。

- イ. 本新株予約権の割当日から行使期間の開始日の前日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近の21取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。ただし、当該期間中に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）が一度でもその時点の行使価額の65%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ロ. 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認め、一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ハ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ニ. 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成23年5月1日～ 平成23年7月31日	-	16,150,800	-	808,470	-	807,895

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年4月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,145,100	161,451	権利内容に限定のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 5,100	-	-
発行済株式総数	16,150,800	-	-
総株主の議決権	-	161,451	-

【自己株式等】

平成23年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
クックパッド株式会社	東京都港区白金台5丁目12-7	600	-	600	0.00
計	-	600	-	600	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期会計期間（平成23年5月1日から平成23年7月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年5月1日から平成23年7月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次の通りであります。

資産基準	0.7%
売上高基準	0.0%
利益基準	1.1%
利益剰余金基準	0.6%

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当第1四半期会計期間 (平成23年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,439,884	3,030,990
受取手形及び売掛金	771,986	764,613
繰延税金資産	73,243	32,013
その他	7,871	13,885
貸倒引当金	2,692	3,197
流動資産合計	4,290,293	3,838,306
固定資産		
有形固定資産		
建物	58,957	60,018
減価償却累計額	45,035	48,622
建物(純額)	13,921	11,396
工具、器具及び備品	150,525	156,881
減価償却累計額	124,053	128,126
工具、器具及び備品(純額)	26,472	28,754
有形固定資産合計	40,393	40,150
無形固定資産	4,189	6,294
投資その他の資産		
関係会社株式	45,725	45,725
差入保証金	72,356	71,084
繰延税金資産	69,321	65,624
投資損失引当金	13,847	15,856
投資その他の資産合計	173,556	166,578
固定資産合計	218,138	213,023
資産合計	4,508,432	4,051,329
負債の部		
流動負債		
買掛金	8,530	5,108
未払金	364,931	225,482
未払法人税等	554,990	117,168
未払消費税等	59,849	31,162
その他	40,707	23,244
流動負債合計	1,029,008	402,166
負債合計	1,029,008	402,166
純資産の部		
株主資本		
資本金	808,470	808,470
資本剰余金	807,895	807,895
利益剰余金	1,864,244	2,033,287
自己株式	1,185	1,185
株主資本合計	3,479,423	3,648,467
新株予約権	-	695
純資産合計	3,479,423	3,649,163
負債純資産合計	4,508,432	4,051,329

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
売上高	732,603	844,977
売上原価	10,659	6,974
売上総利益	721,943	838,002
販売費及び一般管理費	327,810	451,425
営業利益	394,132	386,577
営業外収益		
受取利息	231	57
その他	478	179
営業外収益合計	709	236
営業外費用		
為替差損	68	24,621
投資損失引当金繰入額	5,577	2,009
その他	2	-
営業外費用合計	5,648	26,630
経常利益	389,194	360,183
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	4,717	-
特別損失合計	4,717	-
税引前四半期純利益	384,476	360,183
法人税、住民税及び事業税	172,512	113,912
法人税等調整額	2,096	44,926
法人税等合計	174,608	158,839
四半期純利益	209,868	201,344

【会計方針の変更等】

当第1四半期累計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
(1株当たり情報) 当第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。 なお、これによる影響はありません。

【追加情報】

当第1四半期累計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は次の通りであります。

前第1四半期累計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
減価償却費 12,675千円	減価償却費 9,322千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成22年5月1日至平成22年7月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 取締役会	普通株式	20,111	5.00	平成22年4月30日	平成22年7月30日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自平成23年5月1日至平成23年7月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 取締役会	普通株式	32,300	2.00	平成23年4月30日	平成23年7月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

前第1四半期累計期間(自平成22年5月1日至平成22年7月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成23年5月1日至平成23年7月31日)

【セグメント情報】

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	26円08銭	12円46銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	209,868	201,344
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	209,868	201,344
普通株式の期中平均株式数(株)	8,045,415	16,150,196
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	25円41銭	12円19銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	212,899	363,940
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	平成23年7月28日取締役会決議 ストック・オプション(新株予約権) 普通株式 67,000株 行使価格 1,747円 これらの詳細については、「第3 提出会社の状況1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

(注) 当社は、平成23年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割が前事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合における前第1四半期累計期間に係る1株当たり四半期純利益金額は13円04銭、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は12円71銭であります。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年9月9日

クックパッド株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 守 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 雅之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクックパッド株式会社の平成23年5月1日から平成24年4月30日までの第15期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年5月1日から平成23年7月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年5月1日から平成23年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、クックパッド株式会社の平成23年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。